○農林水産省告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市小筑紫町石原字上滝山一九一七の二、一九一七の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐津賀字ハリギ山六四九の八〇、六四九の九八、六四九の一〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町別役字大平三七二の口、三七三、字ウ子七四八の一、七五二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大平三七三・字ウ子七四八の一・七五二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町田河内字大ナミタワ一の一・一の二・三の一・五の一・五の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四、字ナシ平八の一（次の図に示す部分に限る。）、九、字中ゴウノ八七の一（次の図に示す部分に限る。）、八七の二、八九、字カミヤド九一（次の図に示す部分に限る。）、九〇、字カウノ九五・九七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日向二三五六の一・二三五八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区井川字日向二三五六の一、二三五八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日向二三五六の一・二三五八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市中粟野字裏山八九〇、二〇二六から二〇二九まで、字松坂口八九二、二〇二五、字松坂沢八九八、九〇一、九〇五、字湯舟沢口八九九、字滝場端一九八四、字松坂漆久保一九八五から一九八七まで、一九八八の一、一九八八の二、一九八九の一、一九八九の二、一九九〇から一九九二まで、二〇〇一、字炭谷久保一九九三、字松坂下一九九四から一九九六まで、一九九八から二〇〇〇まで、字松坂一九九七、字松坂道二〇〇二、字松坂鷹巣口二〇〇三から二〇〇六まで、字大鷹巣二〇〇七から二〇一一まで、二〇一三の一、二〇一三の二、二〇一四から二〇一六まで、字小鷹ノ巣二〇一二、二〇一七、二〇一八、二〇一九の一、二〇一九の二、二〇二〇、字岡登り二〇二一、字湯舟沢二〇二二から二〇二四まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滝場端一九八四・字松坂漆久保一九八五・二〇〇一・字松坂下一九九四・二〇〇〇・字松坂道二〇〇二・字松坂鷹巣口二〇〇四・二〇〇六・字小鷹ノ巣二〇一七・二〇二〇（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）